

財務省告示第七十一号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十九年三月三十日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。
 平成十九年五月七日

財務大臣 尾身 幸次

（別表）

合 計	国債の名 称								記 号	総額面金額の	額面金額の買入 価格
	年債利 券付 一十庫	年債利 券付 一五庫	第 二 十 回	第 二 十 九 回	第 二 百 四 回	第 二 百 三 回	第 二 百 九 十 八 回	第 二 百 九 十 四 回			
円一兆九百一億	百二十三億円	百七億円	四億五千七百七十	円四百六十一億	五千億円	円千九百九十四億	二十億円	百三十二億円	二百九十億円	額面金額の買入 価格	
	銭百七厘 百七厘 円七十五	百一円五十銭	七厘 百二円二十銭	銭百七厘 百二円三十七	二百一円十五銭	銭百七厘 百一円三十九	六百九十三銭	九百九十一銭	銭九十九厘 九十九円九十		